第二項第一号(3)アの表二、二五〇kHzを超えるものの項を次のように改める。

二、二五〇kHzを超えるもの	九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯にあっては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値 一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯にあっては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満の周波数帯にあっては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値 一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下（一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあっては一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下）を除く。）の周波数帯においては、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

第二項第一号(3)アの表に次の注を加える。

注　一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあっては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値であること。ただし、一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあっては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値であること。

第二項第一号(3)イ(ア)Aの表を次のように改める。

離調周波数	不要発射の強度の許容値
一、二五〇kHzを超え二、二五〇kHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
二、二五〇kHzを超え、同時に送信される隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない一の搬送波のうち最も低い搬送波の周波数と最も高い搬送波の周波数の差（単位MHz）と三・五の積の周波数以下MHz）と三・五の積の周波数を超えるもの	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
1　九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
2　一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
3　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
4　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下（一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあっては一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下）を除く。）	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値

第二項第一号(3)イ(ア)Aの表の注に次のように加える。

3　一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあっては、任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値であること。ただし、一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあっては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯において任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値であること。

第二項第一号(3)イ(ア)Bの表九・三七五MHzを超えるものの項を次のように改める。

九・三七五MHzを超えるもの	
1　九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値